

障害者の法定雇用率を算出する際の除外率が引き下げられます。

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会の実現」の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

しかし、その職務の性格から一律に障害者雇用率を適用し雇用義務を課すことになじまない職種があると考えられたため、除外率が設定されていましたが、ノーマライゼーションの観点や職場環境の整備等が進んでいることなどから、平成14年の法改正により廃止に向け段階的に縮小することとなっています。そこで、令和7年4月1日には、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ以下のように変わります。

(令和6年度の報告時に除外率が5%または10%の業種については、令和7年度から除外率制度の対象外となります。)

各除外率設定業種一覧

(令和7年4月1日改訂)

除外率設定業種	除外率	対象事業主の範囲 (常用労働者数)
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業 (集配利用運送業を除く)	5%	42人以上
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業 (信書便事業を含む)	10%	44人以上
・港湾運送業 ・警備業	15%	46人以上
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%	49人以上
・林業 (狩猟業を除く)	25%	53人以上
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%	56人以上
・特別支援学校 (専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く)	35%	61人以上
・石炭・亜炭鉱業	40%	66人以上
・道路旅客運送業 ・小学校	45%	71人以上
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%	79人以上
・船員等による船舶運航等の事業	70%	131人以上

【参考】障害者雇用率の引き上げ予定

	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.50%	2.70%
対象事業主の範囲	40.0人	37.5人

Point !

除外率の設定がある場合、法定雇用障害者の数の算定方法

▶ (例) 本社で管理と営業を行い、本社とは別拠点で道路貨物運送業を行う場合。

本社に週所定労働時間が30時間以上の労働者が24人、24時間の労働者が2人、別拠点に週所定労働時間が30時間以上の労働者が60人、28時間の労働者が10人いるとします。※令和7年4月1日以降の新除外率を使用したとします。

Point !

算出方法 拠点(営業所・支店等)ごとに常用雇用労働者数を算出。
除外率を乗じた労働者数(端数切捨)を常用雇用労働者数から減じて算定基礎労働者数とし合計します。
合計後の算定基礎労働者数に法定雇用率を乗じて法定雇用障害者数を算出します(端数切捨)。

本社： $24人 + 2人 \times 0.5 = 25人$

本社の業種に除外率の設定はないので、本社の算定基礎労働者数は25人。

別拠点： $60人 + 10人 \times 0.5 = 65人$

別拠点は道路貨物運送業なので、除外率は10%

除外すべきは $65人 \times 10\% = 6.5人$ だが端数切捨なので、6人。

別拠点の算定基礎労働者数は、 $65人 - 6人 = 59人$

合計： 法定雇用障害者数は、 $(25人 + 59人) \times 0.025 = 2.1人$
端数切捨のため、2人となります。

Point !

障害者雇用における障害者の算定方法

Point !

週所定労働時間	30H以上	20H以上30H未満	10H以上20H未満(※2)
身体障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	1(※1)	0.5

※1 当分の間の措置として、精神障害者である短時間労働者は、1人をもって1人とみなします。

※2 就労継続支援A型事業所の利用者は、算定対象外です。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

A1. ①令和6年度分の障害者雇用納付金について(※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間)
新しい法定雇用率(2.5%)で算定していただくことになります。

②令和8年度分の障害者雇用納付金について(※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間)

令和8年6月以前については2.5%、

令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

▶「高齢・障害・求職者雇用支援機構」：<https://www.jeed.go.jp/disability/koyounohu/index.html>



Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

